

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 192)

【性暴力に関する教育の義務化】

性暴力が、被害者や周囲の人たちに及ぼす影響については、まだまだ一般に理解されているとはいがたい。幼少期の虐待事件も多いことから、認識できない年齢の子供たちに「気づかせる」ためにも、幼児期から、性暴力や犯罪被害者に関する教育の義務化をしてほしい。

【検討結果】

以下の理由から、当該団体の要望の反映は難しいと考える。

(理由)

学校における性に関する指導は、学習指導要領に則り、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導している。具体的には、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視した教育を行っている。

性に関する問題は複雑化しており、共通する基本的な考え方を集団指導で教え、個々の子どもの健康課題に応じて個別指導をするべきものと考える。また、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

幼稚園から中学校までの学習指導要領等においては、「性虐待」・「性暴力」といった犯罪について触れられておらず、前提となる「児童虐待」については高等学校学習指導要領解説、「性的接觸」については中学校学習指導要領解説においてようやく教えられる。各教科等での集団指導において、「性虐待」・「性暴力」といった事項を、発達段階を踏まえずに、幼児・児童・生徒に対して一律に教育することは、学校全体での共通理解や保護者の理解を得ることは大変難しいものと考えられる。

なお、学校においては、学級担任、生徒指導担当職員、養護教諭、スクールカウンセラーや警察や児童相談所等の関係機関と連携して、生徒指導・健康相談等の個別指導で対応を行っている。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

※要望ごとに作成してください。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号193)

犯罪被害者週間の啓発行事が形骸化しないためにも、日常から小さな交流体験の場や意見交換の場を犯罪被害者とともに作っていく工夫をして欲しい。

【検討結果】

内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号194)

【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】

学校教育・社会教育における教材の内容は、犯罪被害の多様性とそれが自分たちの身近なところにあることを知らせ、自分もその被害や加害に近いところに位置していることがわかるものとしてほしい。

【検討結果】

児童・生徒等の犯罪被害者等への理解の増進を図るため、内閣府を中心に作成した犯罪被害者等に関する啓発教材の活用を促す。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

※前提事項などがある場合には、記載してください。

※要望ごとに作成してください。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号195)

加害者の更生は被害者のこととも考えて、バランスよくやらなければいけないので、教誨師など加害者に関わる人たちにも啓発を広くやってほしい。

【検討結果】

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催し、教誨師など加害者に関わる者も含め、広く国民の参加を求める。また、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

【参考：関連する現行施策】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号196)

死亡ひき逃げ事件の時効に関するデータ、交通事犯の再犯率、交通犯罪による重度後遺障害者数等の交通犯罪をなくすためには必須であると思われるデータが国によって集計把握されていないことは、交通犯罪撲滅のための大きなマイナスであり、さらなる交通犯罪データの積極的な収集分析を実施してほしい。

【検討結果】

内閣府において、犯罪被害者白書における交通事故被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

交通安全白書において、「厚生統計の死者」として交通事故後1年以内の死者数、法令違反別死亡事故発生件数、状態別交通事故死者数、年齢別交通事故死者数を掲載しているほか、交通違反の取締り状況、交通犯罪捜査の現況等についても記述している。

* 「厚生統計の死者」とは、警察庁が厚生労働省統計資料「人口動態統計」に基づき作成したものであり、当該年に死亡した者のうち原因死が交通事故によるもの（事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く。）をいう。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号207)

【公訴時効の廃止】

とりあえず、時効期間を延長した平成16年の刑訴法改正について、附則を改正し、施行日以前に発生した事件についても遡及適用させてほしい。

そして、改めて、法改正し、重大殺人事件や重篤な後遺障害を受けた傷害事件について、公訴時効を廃止してほしい。

【検討結果】

下記のとおり法整備を行ったところ。

なお、傷害罪については、重度の傷害によって回復困難な被害を負う場合もある一方、傷害等が軽微である場合なども含めてその態様は様々であって、人を死亡させた犯罪とは異なり、犯罪類型として一般的に他の犯罪とは質的に異なる法益の回復困難性があるとまではいえないと考えられること等から、下記の法整備の対象とはされなかった。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

- 人を死亡させた罪のうち、死刑に当たる罪を公訴時効の対象から除外するとともに、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年に、長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年に、その他の懲役又は禁錮に当たる罪については10年に、それぞれ公訴時効の期間を延長することを内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定等について法整備を行った。また、この改正については、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用することとされた。